



児童手当の受給者の方は 「現況届」の提出を！

児童手当の受給者は6月末までに「現況届」を提出する必要があります。案内文を6月上旬に郵送しますので、届かない場合は児童課へ連絡してください。公務員の方は、職場で手続きをしてください。

■現況届とは

前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

■児童手当制度

家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

●対象

町内在住で、中学3年生（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方

●申請が必要な方

- ①子どもが生まれた方
- ②他の市区町村から転入した方
- ③養育している子どもの住

所が変わった方

- ④公務員になった方、公務員でなくなった方

●支給額

児童の年齢	支給額(月額/1人)
3歳未満	15,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※第1子、第2子の数え方は、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えていない年齢までの児童の人数を、年齢が上の児童から順に数えます。

●所得制限

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

所得制限を超えた方でも特例給付として、児童1人につき一律5000円(月)

額)の支給があります。

※扶養親族などの数が5人以上の場合の限度額は、1人につき38万円が加算された額です。

●支給日

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、出生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合があります。ご注意ください。

支給日	内 訳
6月10日(水)	2月～5月(4か月分)
10月9日(金)	6月～9月(4か月分)
令和3年 2月10日(水)	10月～令和3年1月 (4か月分)

●寄付

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、町に寄付することができます。詳細は問い合わせ先へ

■電子申請ができる ようになりました！

現況届の手続きが電子申請でできるようになりました。「ぴったりサービス」から申請してください。



●申請期限 6月30日

●必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・パソコン
- ・ICカードリーダー(マイナンバーカード対応のもの)

※電子申請をするにはマイナンバーとあいち電子申請・届出システムの利用者登録が必要

■共通項目

●問い合わせ

児童課
内線145

